

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の開設について述べたものである。電波法（第 4 条、第 7 6 条及び第 1 1 0 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、 A 無線局で総務省令で定めるもの等、電波法第 4 条（無線局の開設）ただし書に掲げる無線局については、この限りでない。
- ② 総務大臣は、免許人が不正な手段により①の規定による無線局の免許を受けたときは、 B ことができる。
- ③ ①の規定による免許がないのに、無線局を開設した者は、1 年以下の懲役又は C に処する。

A	B	C
1 発射する電波が著しく微弱な	その無線局の運用の停止を命ずる	5 0 万円以下の罰金
2 発射する電波が著しく微弱な	その免許を取り消す	1 0 0 万円以下の罰金
3 小規模な	その無線局の運用の停止を命ずる	1 0 0 万円以下の罰金
4 小規模な	その免許を取り消す	5 0 万円以下の罰金

[2] 総務大臣が基地局の免許の申請書を受理したときに審査しなければならない事項に関する次の記述のうち、電波法（第 7 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 工事設計が電波法第 3 章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 2 周波数の割当てが可能であること。
- 3 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 4 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

[3] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第 2 8 条及び第 2 9 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の C に支障を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	空中線電力の許容偏差等	運用
2 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	機能
3 周波数の偏差	高調波の強度等	運用
4 周波数の偏差	空中線電力の許容偏差等	機能

[4] 通信方式の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「単信方式」とは、相対する方向で送信が交互に行われる通信方式をいう。
- 2 「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行われる通信方式をいう。
- 3 「単向通信方式」とは、通信路の一端においては単信方式であり、他の一端においては複信方式である通信方式をいう。
- 4 「同報通信方式」とは、特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
D 1 E	<input type="text" value="A"/>	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電話（音響の放送を含む。）
F 2 C	角度変調であって、周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="B"/>
G 7 D	角度変調であって、位相変調	<input type="text" value="C"/>	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

A

- 1 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの
- 2 振幅変調と角度変調を組合せて行うもの
- 3 振幅変調と角度変調を組合せて行うもの
- 4 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの

B

- 1 テレビジョン（映像に限る。）
- 2 テレビジョン（映像に限る。）
- 3 ファクシミリ
- 4 ファクシミリ

C

- 1 アナログ信号である2以上のチャンネルのもの
- 2 デジタル信号である2以上のチャンネルのもの
- 3 アナログ信号である2以上のチャンネルのもの
- 4 デジタル信号である2以上のチャンネルのもの

[6] 無線局（登録局を除く。）に選任された主任無線従事者の職務に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法に規定する申請又は届出を行うこと。
- 2 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 3 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- 4 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。

[7] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	混信	遭難通信
2 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	混信その他の妨害	遭難通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[8] 無線局（登録局を除く。）の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

[9] 次の記述は、無線局の免許人（包括免許人を除く。）が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して A 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して A 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。

注1 その無線局の免許の日に対応する日（対応する日がない場合には、その翌日）をいう。

注2 その無線局の免許の日又は応当日をいう。

② 免許人は、①の規定により電波利用料を納めるときには、 B することができる。

A	B
1 30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2 3箇月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
3 30日	当該期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
4 3箇月	当該期間に係る電波利用料を2回に分割して納付

[10] 無線従事者の免許の取消し等に関する次の記述のうち、電波法（第39条、第42条及び第79条）、電波法施行規則（第34条の3）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、無線従事者の免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が3箇月に満たない者に該当しないものでなければならない。

[11] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 **A** 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の **B** の指定を変更し、又は **C** の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- ② ①の規定により **C** の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 混信の除去その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線局
2 電波の規整その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局
3 電波の規整その他公益上	電波の型式若しくは周波数	無線局
4 混信の除去その他特に	電波の型式若しくは周波数	人工衛星局

[12] 次の記述のうち、無線従事者の選任又は解任の際に、無線局（登録局を除く。）の免許人が執らなければならない措置に該当するものはどれか。電波法（第39条及び第51条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 2 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 4 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。